

2024年6月21日（金）

臨時理事会

送付資料

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

第 1 号議案

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会
事務局組織規程の一部改定の件

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 事務局組織規程の一部改定について

今般、博覧会開催準備業務の進捗に伴い、新たに室を設置したく、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会理事会運営規程第 10 条第 1 項第 3 号に基づき、事務局組織規程を次のとおり一部改定する。

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会事務局組織規程の一部改定について

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会事務局組織規程 (令和 6 年 4 月 1 日施行) を下記改定案のとおり一部改める。

現 行			改 定 案					
略			略					
名 称		位 置	名 称		位 置			
総合戦略室		大阪市住之江区南 港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階	総合戦略室		大阪市住之江区南 港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階			
経営企画室			経営企画室					
	監査室		運営基盤調整統括室					
総務局	総務部		秘書室			監査室		
			総務課	総務局		総務部	秘書室	
			人事課				総務課	
			法務課				人事課	
	財務部		財政課				財務部	法務課
			経理課	財政課				
			資金管理課	経理課				
	調達部		調達課	調達部		資金管理課		
			契約課			調達課		
広報・プロモーション局	企画部		企画課	広報・プロモーション局		企画部	契約課	
			事業推進課				企画部	企画課
			共創推進課					事業推進課
	広報部		広報企画課			広報部		共創推進課
			広報報道課				広報企画課	
			デジタルコミュニケーション課				広報報道課	
	海外コミュニケーション部		海外広報・プロモーション課			海外コミュニケーション部	デジタルコミュニケーション課	
			地域・観光部				海外広報・プロモーション課	
	地域連携課							

現 行				改 定 案			
	入場券部	観光推進課			地域・観光部	地域連携課	
		入場券企画課				観光推進課	
		営業推進課			入場券部	入場券企画課	
		販売・予約推進課				営業推進課	
企画局	企画部	企画課		企画局	企画部	企画課	
		企画事業課				企画事業課	
		テーマ事業課				テーマ事業課	
		出展課				出展課	
		テーマウィーク課				テーマウィーク課	
	持続可能性部	企画課			持続可能性部	企画課	
		脱炭素課				脱炭素課	
		資源循環課				資源循環課	
イベント局	イベント部	編成・制作課		イベント局	イベント部	編成・制作課	
		運営・事業課				運営・事業課	
ＩＣＴ局	ＩＣＴ部	ＩＣＴシステム課		ＩＣＴ局	ＩＣＴ部	ＩＣＴシステム課	
		サイバーセキュリティ課				サイバーセキュリティ課	
		バーチャル課				バーチャル課	
会場運営局	来場者サービス部	来場者サービス課		会場運営局	来場者サービス部	来場者サービス課	
		ボランティア課				ボランティア課	
	運営管理部	運営管理課			運営管理部	運営管理課	
		物流課				物流課	
危機管理局	危機管理部	危機管理課		危機管理局	危機管理部	危機管理課	
交通局	交通部	輸送企画課		交通局	交通部	輸送企画課	
		輸送調整課				輸送調整課	
		道路交通対策課				輸送調整課	

現 行				改 定 案			
		道路交通施設課				道路交通対策課	
整備局	整備調整部	整備調整課		道路交通施設課			
		建築調整課		整備調整課			
		土木インフラ課		建築調整課			
		土木インフラ課		土木インフラ課			
	会場整備部	建築 1 課		建築 1 課			
		建築 2 課		建築 2 課			
		建築 3 課		建築 3 課			
国際局	企画支援部	設備課		設備課			
		企画課		企画課			
		支援業務課		支援業務課			
	参加調整部	参加調整課		参加調整課			
略				略			
(監査室の分掌事務) 第 8 条 監査室においては、次の事務をつかさどる。				(運営基盤調整統括室の分掌事務) 第 8 条 運営基盤統括調整室においては、次の事務をつかさどる。 会場運営、危機管理、交通等博覧会運営の基盤に関する事務の総合調整及び統括に関すること。			
略				略			
(監査室の分掌事務) 第 8 条 監査室においては、次の事務をつかさどる。				(監査室の分掌事務) 第 9 条 監査室においては、次の事務をつかさどる。			

現 行	改 定 案
略	略
(総務局の分掌事務)	(総務局の分掌事務)
第 9 条 総務部においては、次の事務をつかさどる。	<u>第 1 0 条</u> 総務部においては、次の事務をつかさどる。
略	略
(広報・プロモーション局の分掌事務)	(広報・プロモーション局の分掌事務)
第 1 0 条 企画部においては、次の事務をつかさどる。	<u>第 1 1 条</u> 企画部においては、次の事務をつかさどる。
略	略
(企画局の分掌事務)	(企画局の分掌事務)
第 1 1 条 企画部においては、次の事務をつかさどる。	<u>第 1 2 条</u> 企画部においては、次の事務をつかさどる。
略	略
(イベント局の分掌事務)	(イベント局の分掌事務)
第 1 2 条 催事部においては、次の事務をつかさどる。	<u>第 1 3 条</u> 催事部においては、次の事務をつかさどる。
略	略
(ＩＣＴ局の分掌事務)	(ＩＣＴ局の分掌事務)
第 1 3 条 ＩＣＴ部においては、次の事務をつかさどる。	<u>第 1 4 条</u> ＩＣＴ部においては、次の事務をつかさどる。
略	略

現 行	改 定 案
(会場運営局の分掌事務) 第 1 4 条 来場者サービス部においては、次の事務をつかさどる。 を除く。) 略 (危機管理局の分掌業務) 第 1 5 条 危機管理部においては、次の事務をつかさどる。 略 (交通局の分掌業務) 第 1 6 条 交通部においては、次の事務をつかさどる。 略 (整備局の分掌事務) 第 1 7 条 整備調整部においては、次の事務をつかさどる。 略 (国際局の分掌事務) 第 1 8 条 企画支援部においては、次の事務をつかさどる。 略	(会場運営局の分掌事務) <u>第 1 5 条</u> 来場者サービス部においては、次の事務をつかさどる。 を除く。) 略 (危機管理局の分掌業務) <u>第 1 6 条</u> 危機管理部においては、次の事務をつかさどる。 略 (交通局の分掌業務) <u>第 1 7 条</u> 交通部においては、次の事務をつかさどる。 略 (整備局の分掌事務) <u>第 1 8 条</u> 整備調整部においては、次の事務をつかさどる。 略 (国際局の分掌事務) <u>第 1 9 条</u> 企画支援部においては、次の事務をつかさどる。 略

現 行	改 定 案
	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。</u>

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会事務局組織規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）の定款第 3 9 条第 3 項の規定に基づき、協会の組織及び職制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 協会の事務局には、本部事務所のほかに、必要に応じて事務所その他の組織を置くことができる。

2 代表理事は、この規程により業務を処理しがたいものについては、特別の組織又は顧問その他の職制を設けることができる。

（職員）

第 3 条 協会の事務局に次の職員を置くことができるものとする。

- 一 事務職員
- 二 技術職員

2 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、協会に必要な職員を置くことができる。

（職制）

第 4 条 前条第 1 項に規定する職員の職は、次表の左欄とし、その職務は同表右欄に掲げるものとする。

職 名	職 務
事務総長	協会事務局の局務を掌る。
副事務総長	上司の職務を補佐し、協会事務局の局務を掌る。
局長	上司の命を受け、局の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
担当局長	上司の命を受け、担当事務を統括し担当の職員を指揮監督する。
上席審議役	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
部長	上司の命を受け、部の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
担当部長	上司の命を受け、担当事務を統括し担当の職員を指揮監督する。
審議役	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
課長	上司の命を受け、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
担当課長	上司の命を受け、担当事務を統括し担当の職員を指揮監督する。
参事	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
課長代理	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
係長	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
係員	上司の命を受け、担任業務を処理する。

2 前条第2項に規定する職員の職は別に定める。

(本部事務所の組織)

第5条 事務総長は、事務総長が直轄する補佐機関を置くことができる。

2 協会に次表のとおり室、局、部及び課を置く。

名 称			位 置
総合戦略室			大阪市住之江 区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁 舎 43 階
経営企画室			
<u>運営基盤調整統括室</u>			
		監査室	
総務局	総務部	秘書室	
		総務課	
		人事課	
		法務課	
	財務部	財政課	
		経理課	
		資金管理課	
	調達部	調達課	
		契約課	
	広報・プロモーション局	企画部	
事業推進課			
共創推進課			
広報部		広報企画課	
		広報報道課	
		デジタルコミュニ ケーション課	
海外コミュニ ケーション部		海外広報・プロモ ーション課	
地域・観光部		地域連携課	
		観光推進課	
入場券部		入場券企画課	
		営業推進課	
		販売・予約推進課	
企画局		企画部	
	企画事業課		
	テーマ事業課		
	出展課		

		テーマウィーク課
	持続可能性部	企画課
		脱炭素課
		資源循環課
イベント局	イベント部	編成・制作課
		運営・事業課
ICT局	ICT部	ICTシステム課
		サイバーセキュリティ課
		バーチャル課
会場運営局	来場者サービス部	来場者サービス課
		ボランティア課
	運営管理部	運営管理課
		物流課
危機管理局	危機管理部	危機管理課
交通局	交通部	輸送企画課
		輸送調整課
		道路交通対策課
		道路交通施設課
整備局	整備調整部	整備調整課
		建築調整課
		土木インフラ課
	会場整備部	建築1課
		建築2課
		建築3課
		設備課
国際局	企画支援部	企画課
		支援業務課
	参加調整部	参加調整課

（総合戦略室の分掌事務）

第6条 総合戦略室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 協会の総合企画及び調整に関すること。
- 二 プロジェクトマネジメントに関すること。

（経営企画室の分掌事務）

第7条 経営企画室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 重要事項の連絡調整に関すること。
- 二 博覧会協会事業計画の策定及び管理に関すること。

- 三 基本計画の進捗管理に関すること。
- 四 協会全体の予算管理・執行方針に関すること。（他部分掌のものを除く。）
- 五 運営費執行管理会議に関すること。
- 六 関係省庁、関係団体との調整に関すること。
- 七 プロデューサーに関すること。（他部分掌のものを除く。）
- 八 リスクマネジメントに関すること。

（運営基盤調整統括室の分掌事務）

第8条 運営基盤統括調整室においては、次の事務をつかさどる。

会場運営、危機管理、交通等博覧会運営の基盤に関する事務の総合調整及び統括に関すること。

（監査室の分掌事務）

第9条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

内部監査に関すること。

（総務局の分掌事務）

第10条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 法人運営に関すること。
 - 二 社員総会及び理事会に関すること。
 - 三 公益法人認定、特別措置法に関する調整に関すること。
 - 四 定款、諸規程等の制定及び改廃に関すること。
 - 五 公印の保管及び文書管理に関すること。
 - 六 役職員の人事管理、給与、労務、福利厚生その他人事一般に関すること。
 - 七 物品の出納及び管理に関すること。
 - 八 事務局の施設及び設備の管理に関すること。
 - 九 協会のリスクマネジメントに関すること。
 - 十 情報セキュリティ及び個人情報保護の運用に関すること。
 - 十一 儀典及び国内/海外の賓客対応に関すること。
 - 十二 法務・コンプライアンス・ハラスメント対策に関すること。
 - 十三 監事に関すること。
 - 十四 役員の秘書に関すること。
 - 十五 内部統制に関すること。
 - 十六 前各号に掲げるもののほか、他の部の分掌に属しないこと。
- 2 財務部においては、次の事務をつかさどる。
- 一 協会全体の収支管理に関すること。
 - 二 予算に関すること。
 - 三 補助金申請に関すること。
 - 四 決算及び経理に関すること。
 - 五 資金の調達及び運用に関すること。
 - 六 財産の取得、管理及び処分（リユースを除く）に関すること。
 - 七 現金、預金、有価証券の出納及び保管に関すること。
 - 八 監査及び会計検査に関すること。

- 九 会計監査人に関すること。
- 十 債権管理に関すること。
- 十一 保険に関すること。(他部分掌のものを除く。)
- 十二 財務委員会の運営に関すること。
- 十三 寄附制度の統括管理に関すること。
- 十四 寄附制度の企画・運営に関すること。
- 十五 指定寄附に関すること。
- 十六 寄附収入管理に関すること。
- 十七 公営競技に関すること。

3 調達部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 原課が行う調達の支援・最適化に関すること。(他部分掌のものを除く。)
- 二 現物協賛の統括管理に関すること。(他部分掌のものを除く。)
- 三 契約事務審査会の企画・運営に関すること。
- 四 工事及び物件の入札、契約に関すること。
- 五 協会全体の契約業務に関すること。
- 六 財産管理にかかる制度企画に関すること。
- 七 財産台帳の統括管理に関すること。(他部分掌のものを除く。)

(広報・プロモーション局の分掌事務)

第11条 企画部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 機運醸成戦略策定に関すること。
- 二 局内・部内の企画・管理に関すること。
- 三 機運醸成に関する協会横断的案件、戦略的案件の推進に関すること。
- 四 ライセンス関連事業（M L O）の推進に関すること。
- 五 知財（I P：ロゴマーク・キャラクター・E X P O 2 0 2 5 D e s i g n S y s t e m等）に関すること。
- 六 アンバサダー、スペシャルサポーターに関すること。
- 七 テーマソングに関すること。
- 八 広告用コンテンツ・ツールの制作に関すること。
- 九 P R露出戦略・シティドレッシングに関すること。
- 十 外部団体が主催するイベント等との連携に関すること。
- 十一 後援・協力名義に関すること。
- 十二 講演依頼に関すること。
- 十三 T E A M E X P O 2 0 2 5の企画・運営に関すること。
- 十四 E X P O C O M M O N Sの企画・運営に関すること。
- 十五 協会が主催する機運醸成イベントの企画・運営に関すること。
- 十六 政府と連携した地方創生S D G sの発信、P L L T a l k sの企画・運営に関すること。
- 十七 ベストプラクティスの企画・運営に関すること。
- 十八 レガシーの検討に関すること。

2 広報部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 協会における広報に関すること。
- 二 報道機関との連絡調整に関すること。

- 三 協会公式Webサイト、SNS等の運営に関すること。
- 四 メディアセンター、公式記録、メディアポータル等の計画・運営に関すること。
- 3 海外コミュニケーション部においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 海外広報に関すること。
 - 二 海外プロモーション活動に関すること。
- 4 地域・観光部においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 地域活性化、東北復興に関すること。
 - 二 各地域との連絡調整に関すること。
 - 三 中小企業連携に関すること。
 - 四 自治体・経済界連携、全国での機運醸成に関すること。
 - 五 教育機関連携に関すること。
 - 六 教育プログラムに関すること。
 - 七 観光プロモーション戦略、誘客に関すること。
- 5 入場券部においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 入場券に関すること。
 - 二 入場制度（来場者平準化策、パビリオン予約含む）に関すること。

（企画局の分掌事務）

第12条 企画部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 2025年日本国際博覧会事業の企画及び調整に関すること。（他部分掌のものを除く。）
 - 二 2025年日本国際博覧会事業のテーマ事業及びテーマ事業プロデューサーに関すること。
 - 三 シニアアドバイザーに関すること。
 - 四 未来社会ショーケース事業に関すること。
 - 五 国内出展（政府・民間）に関すること。
 - 六 参加招聘計画の検討に関すること。（他部分掌のものを除く。）
 - 七 協賛制度の企画・運営に関すること。（他部分掌のものを除く。）
 - 八 2025年日本国際博覧会事業への提案対応に関すること。
 - 九 テーマウィークに関すること。
- 2 持続可能性部においては、次の事務をつかさどる。
- 一 持続可能性管理システム（ESMS）の構築と運用に関すること。
 - 二 ISO20121認証取得に関すること。
 - 三 ESMS・持続可能性有識者委員会に関すること。
 - 四 持続可能性の観点からの調達コードに関すること。（他部分掌のものを除く。）
 - 五 持続可能性の個別目標の設定と進捗管理に関すること。
 - 六 持続可能性についての過去のイベント分析に関すること。
 - 七 持続可能性に関する総合的な方針及び計画の立案及び推進に関すること。
 - 八 持続可能性の個別分野に関する計画の立案及び個別事業の推進に関すること。

（イベント局の分掌事務）

第13条 催事部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 各種計画等に基づく催事・関連事業の企画及び調整に関すること。（他部分掌のものを除く。）
- 二 催事企画プロデューサーに関すること。

- 三 催事検討会議に関すること。
- 四 催事施設の運営管理に関すること。

(ICT局の分掌事務)

第14条 ICT部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 万博事業ICTシステム整備に関すること。
- 二 万博事業ICTインフラ整備に関すること。
- 三 バーチャル万博に関すること。(他部分掌のものを除く。)
- 四 ICT活用の検討に関すること。
- 五 協会内のICT活用への技術支援に関すること。
- 六 サイバーテロ対応(システムのセキュリティ対策)に関すること。
- 七 データ利活用に関すること。

(会場運営局の分掌事務)

第15条 来場者サービス部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 2025年日本国際博覧会事業の各種計画その他の関連計画(以下、「各種計画等」という。)の作成に関すること。(他部分掌のものを除く。)
 - 二 各種計画等に関する企画及び調整に関すること。(他部分掌のものを除く。)
 - 三 来場者サービス、ユニバーサルサービス、情報サービスに関すること。
 - 四 ユニフォームに関すること。
 - 五 スタッフ、ボランティアに関すること。
 - 六 デジタル万博に関すること。(他部分掌のものを除く。)
 - 七 XR演出に関すること。(他部分掌のものを除く。)
 - 八 アクレディテーションに関すること。
- 2 運営管理部においては、次の事務をつかさどる。
- 一 会場運営・管理に関すること。
 - 二 会場内輸送に関すること。
 - 三 会場内清掃に関すること。
 - 四 サービスロボットに関すること。
 - 五 場内営業施設に関すること。(他部分掌のものを除く。)
 - 六 物流に関すること。

(危機管理局の分掌業務)

第16条 危機管理部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 会場警備、消防、防災に関すること。
- 二 サイバーセキュリティ対策に関すること。(他部分掌のものを除く。)
- 三 会場衛生(感染症対策を含む。)、医療救護に関すること。

(交通局の分掌業務)

第17条 交通部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 2025年日本国際博覧会事業の来場者輸送計画・交通対策の企画及び調整に関すること。
- 二 道路交通対策、会場外駐車場の運営に関すること。

三 会場外駐車場等の工事及び工事の実施に伴う関係機関との調整、技術的な支援に関すること。

四 環境影響評価に関すること。(会場外駐車場に関すること。)

(整備局の分掌事務)

第18条 整備調整部においては、次の事務をつかさどる。

一 2025年日本国際博覧会事業の会場整備計画の企画及び調整に関すること。(他部分掌のものを除く。)

二 会場内施設等の工事及び工事の実施に伴う関係機関との調整、技術的な支援に関すること。(他部分掌のものを除く。)

三 環境影響評価に関すること。(他部分掌のものを除く。)

四 会場内施設等の維持管理に関すること。

五 出展者(海外・企業)との設計、施工調整に関すること。

六 基盤インフラ(上下水道、植栽等)の設計・工事発注、施工調整、維持管理に関すること。

2 会場整備部においては、次の事務をつかさどる。

一 会場内施設等の工事の検査に関すること。(他部分掌のものを除く。)

二 基本設計・実施設計の発注調整に関すること。(他部分掌のものを除く。)

三 施工計画・発注調達計画に関すること。(他部分掌のものを除く。)

四 工事発注業務に関すること。(他部分掌のものを除く。)

五 施設や基盤インフラ(電気・ガス、熱供給設備)の維持管理に関すること。

(国際局の分掌事務)

第19条 企画支援部においては、次の事務をつかさどる。

一 BIEとの連絡調整に関すること。

二 公式参加者運営委員会・褒賞委員会等に関すること。

三 IPMの企画・実施に関すること。

四 途上国支援プログラムに関すること。

五 公式参加者向けワンストップショップに関すること。

六 公式参加者の宿舎に関すること。

七 特別規則策定の調整に関すること。

八 各種ガイドラインに係る検討・調整に関すること。

2 参加調整部においては、次の事務をつかさどる。

一 公式参加者への参加支援に係る連絡調整に関すること。

二 催事・儀典行事計画のうち、公式参加者との連絡調整に関すること。

(改廃)

第20条 この規程のうち重要な事項の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、協会の事務局組織に関し必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

この規程は、平成31年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年９月１９日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年７月１日から施行する。

第 2 号議案

副事務総長の職務権限規程の改定の件

副事務総長の職務権限規程の改定の件

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会定款第 22 条第 2 項に基づき、副事務総長の職務権限規程を次のとおり一部改定する。

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会副事務総長の職務権限規程 (令和 6 年 4 月 1 日施行) を下記改定案のとおり一部改める。

現 行	改 定 案																								
略 (所掌事務) 第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>担 当</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>小野平八郎副事務総長</td><td>総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>高科淳副事務総長</td><td>広報・プロモーション局、企画局、イベント局及び ICT 局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>東川直正副事務総長</td><td>会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>田中清剛副事務総長</td><td>整備局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>櫛真夏副事務総長</td><td>国際局の事務に関すること。</td></tr></table> 経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。 ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、所掌事務にかかわらず、相互に連携するものとする。	担 当	所 掌 事 務	小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。	高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、イベント局及び ICT 局の事務に関すること。	東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。	田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。	櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。	略 (所掌事務) 第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>担 当</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>小野平八郎副事務総長</td><td>総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>高科淳副事務総長</td><td>広報・プロモーション局、企画局、イベント局及び ICT 局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>東川直正副事務総長</td><td><u>運営基盤調整統括室</u>、会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>田中清剛副事務総長</td><td>整備局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>櫛真夏副事務総長</td><td>国際局の事務に関すること。</td></tr></table> 経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。 ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、所掌事務にかかわらず、相互に連携するものとする。	担 当	所 掌 事 務	小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。	高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、イベント局及び ICT 局の事務に関すること。	東川直正副事務総長	<u>運営基盤調整統括室</u> 、会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。	田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。	櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。
担 当	所 掌 事 務																								
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。																								
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、イベント局及び ICT 局の事務に関すること。																								
東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。																								
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。																								
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。																								
担 当	所 掌 事 務																								
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。																								
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、イベント局及び ICT 局の事務に関すること。																								
東川直正副事務総長	<u>運営基盤調整統括室</u> 、会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。																								
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。																								
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。																								

現 行	改 定 案
	略 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。</u>

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 副事務総長の職務権限規程（案）

（目 的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）定款第 22 条第 2 項の規定に基づき、副事務総長の所掌業務を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担 当	所 掌 事 務
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、イベント局及び ICT 局の事務に関すること。
東川直正副事務総長	<u>運営基盤調整統括室</u> 、会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。

経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総長を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。

ただし重要事項及び各局にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。

（細則）

第 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年１０月２１日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年７月１５日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年５月８日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年６月１５日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年９月１９日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年２月７日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。